上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正 する条例をここに公布する。

令和6年6月25日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第23号

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 上尾市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同項第3号中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「特定個人情報で」を「利用特定個人情報で」を「利用特定個人情報で」を「利用特定個人情報で」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2の5の項中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「(昭和57年法律第80号)」を加え、同表9の項中「(昭和57年法律第80号)」を削り、同表17の項中「中国残留邦人等支援給付関係情報」の次に「、戸籍関係情報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。